

日タイ経済連携協定の署名 ～2007年4月3日～

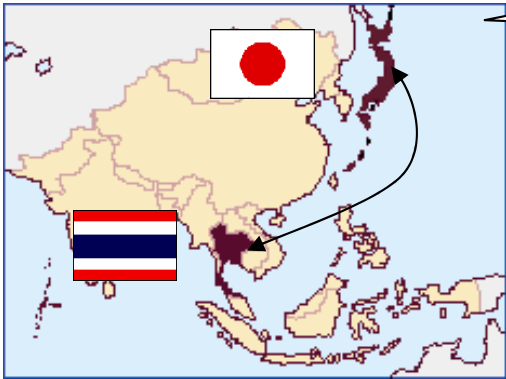
—目次—

● 日・タイEPA:概要1
● 日・タイEPAの内容	
・物品(1)2
・物品(2)3
・サービス4
・投資5
・知的財産6
・人の移動7
・協力8
・その他9

平成19年4月

外務省

日タイ経済連携協定



- 日本にとり第7位の貿易相手国（2006年財務省貿易統計）であり、主要な投資先（日本にとり第7位の投資先、ASEANではシンガポールに次いで2位、日本銀行HP2005年末対外直接投資残高より）であるタイとの間の貿易投資拡大による更なる経済緊密化に寄与。
- 東アジア地域の経済連携強化への大きな推進力。
- 日・シンガポール、日・メキシコ、日・マレーシア、日・フィリピン、日・チリに続く我が国が署名する6つ目のEPA。

双方9割以上の貿易を自由化

他分野でも包括的に連携を推進

税関手続: 貿易の円滑化を図るため、税関手続の透明化、簡素化及び協力・情報交換を推進。

相互承認: 日タイの電気用品にかかわる適合性評価の結果を相互に受け入れる。これにより、双方の電気製品の適合性検査が自国内で実施可能となり、貿易手続きが簡素化されることになる。

サービス: タイ側は、製造業関連サービス（卸売・小売サービス、保守・修理サービス）、海運サービス等の自由化の約束を改善。

投資: タイ側は、殆どの製造業において、日本の投資家に対し、現状の投資政策をより制限的に変更する意向のないことを確認。

人の移動: 日本側は一定の要件の下でのタイ料理人、指導員（タイ伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理等）の入国・一時的滞在を約束、介護福祉士、スパ・セラピストについては継続協議。タイ側は就労目的の在留許可要件、就労に係る手続きについて約束。

知的財産: 手続の簡素化・透明化、知的財産権保護の強化、権利行使の強化等。

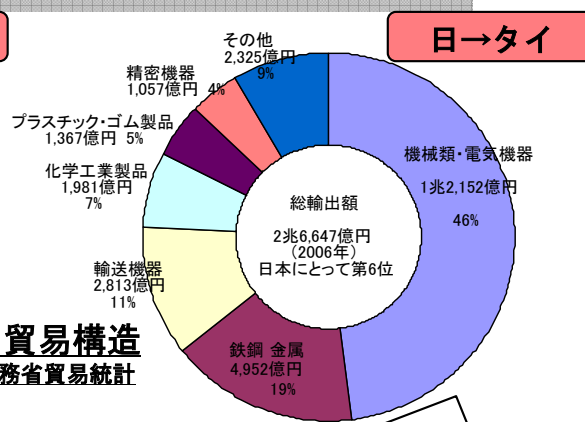
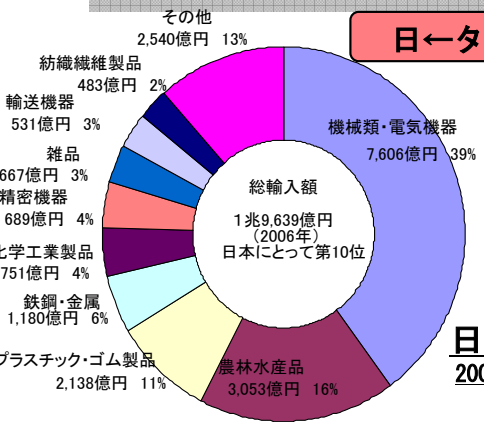
競争: 両国競争当局は、執行活動に係る通報、情報交換等で協力。

協力: 農林水産業、教育・人材養成、ビジネス環境の向上、金融サービス、情報通信技術、科学技術・エネルギー・環境、中小企業、観光及び貿易及び投資の促進の9分野で協力。

日タイ貿易構造
2006年財務省貿易統計

日←タイ

日→タイ



タイへの輸出額の約97%が無税に（2003年タイ貿易統計）

タイからの輸入額の約92%が無税に（2004年財務省統計）

➤ 鉱工業品

□タイによる市場アクセスの改善

- ・鉄鋼: すべての関税を10年以内に撤廃。このうち全輸出額の約半分が即時撤廃（無税枠を含む）
- ・自動車: 3000cc超は現行税率80%を4年目までに60%まで段階的引き下げ、3000cc以下については再協議
- ・自動車部品: 原則5~7年後に関税撤廃

➤ 農林水産品

□日本による市場アクセスの改善

- ・関税即時撤廃: 熱帯果実（マンゴー、マンゴスチン、ドリアン等）、えび・えび調製品、
- ・関税削減: 鶏肉・鶏肉調製品

鉱工業品分野

1. 市場アクセス

日タイとも鉱工業品のほぼ全品目につき10年以内に関税撤廃。

タイへの市場アクセスの改善

(1) 鉄鋼



全輸出量の約半分が即時撤廃(無税枠を含む)。

このうち...

- (イ) 即時撤廃はタイへの全輸出量364万トン(2004年ベース)の25%。
- (ロ) 無税枠は熱延鋼板用95万トン。
- (ハ) その他は 5年後、6年後、9年後、10年後に関税撤廃。

すべての品目につき10年後までに関税撤廃!

(2) 自動車・自動車部品

自動車



- ① 3,000cc超の乗用車 → 4年目までに現行税率80%を60%に引き下げ。2010年代半ばのあり得べき関税撤廃について、2009年に協議開始。
- ② 3,000cc以下の乗用車 → 6年目に再協議。

自動車部品



- ① 関税20%超の品目 → 初年度に20%まで引き下げ、5年後に関税撤廃。
- ② 関税20%以下の品目 → 5年後に関税撤廃。
- ③ 一部エンジン・エンジン部品等5品目 → 7年後に関税撤廃。

2. 協力

日本側より包括的な協力プログラムを提示。

- (1) 「世界の台所」プロジェクトのための貿易投資促進(タイフードの日本でのマーケティング、高付加価値化促進等)
- (2) 日タイ「鉄鋼産業協力プログラム」(タイ鉄鋼業の基盤強化、環境対策強化、現場技術者育成等)
- (3) 「自動車人材育成機関」プロジェクト
- (4) 省エネルギー(省エネルギーに関するノウハウの普及等)
- (5) 価値創造経済(「価値創造経済」の実現に関する共同研究等)
- (6) 官民パートナーシップ(インフラ・サービスに係るビジネス協力の機会拡大)
- (7) 繊維及び繊維製品に関する協力(タイ繊維製品の販促支援、経営管理に関する協力等)

農林水産品分野

1. 市場アクセス

(1) 日本側

- (イ) 鶏肉・鶏肉調製品 → 関税削減(鶏肉(骨なし):11.9%→8.5% (5年)、鶏肉調製品:6.0%→3.0% (5年))
- (ロ) えび・えび調製品 → 関税撤廃(即時)
- (ハ) まぐろ缶詰 → 関税撤廃(5年)
- (ニ) 熱帯果実
 - (a) ライチ、マンゴー、パパイア、ドリアン等 → 関税撤廃(即時)
 - (b) バナナ → 関税割当(枠内税率無税:1年目4,000トン→5年目8,000トン)
 - (c) パインアップル(重量の小さいもの) → 関税割当(枠内税率無税:1年目100トン→5年目300トン)
- (ホ) でん粉誘導体 → 関税割当(枠内税率無税枠200,000トン)
- (ヘ) 糖みつ → 関税割当(枠内税率半減:3年目4,000トン→4年目5,000トン)

(2) タイ側

我が国輸出関心品目(りんご、なし、ながいも等)・・・関税撤廃(即時又は数年)

2. 協力

(1) 協力の原則

- 農業者の生活の質の改善及び所得の向上の重要性を認識
- 持続可能な農林水産業の発展を支援
- 相互の利益に基づき、パートナーシップと協力を発展・強化

(2) 協力の二本柱

- 食品安全に関する協力
- 地域間(農協間)協力の促進

(3) 協力の枠組みの構築

農業、林業及び漁業に関する小委員会
＜農林水産業協力全般についての検討・討議＞

食品安全に関する特別小委員会
＜衛生植物検疫措置(SPS)措置に関する情報交換・協議、リスク分析の適用に関する検討・評価、食品安全に関する共同研究の促進＞

地域間の連携に関する特別小委員会
＜地域間協力促進のための情報交換、両国の農協間の協力促進＞



サービス

サービス分野の一層の自由化及び透明性の向上について合意

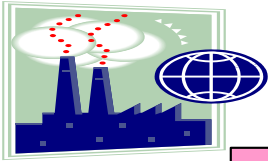
現行規制の透明性向上の枠組み
の構築

更なる自由化を目指すための
見直し条項

多くの分野で

外資比率等を含めてタイ側約束が改善

- 卸売・小売サービス
- 保守・修理サービス
- ロジスティクス・コンサルティング
- 広告サービス
- ホテル・ロッキング・サービス
- レストランサービス
- 海運代理店サービス
- カーゴハンドリングサービス



投資

二国間の投資を更に拡大・円滑化し、また保護するための基本ルールに合意。

内国民待遇

(注)タイ側は、日本を最重要の投資国として認識し、将来のFTAで第三国に与える待遇を日本にも与えるよう考慮する。

最恵国待遇

基本ルール

投資家及びその投資財産の保護

国対投資家の紛争解決手続

パフォーマンス要求の禁止

(注)タイ側は、殆どの製造業において、日本の投資家に対し、現状の投資政策をより制限的に変更する意図を有さないことを約束。

知的財産

- 知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保(内国民待遇・最恵国待遇の原則に基づく知的財産の保護)
- 手続事項の簡素化(国際分類に従った特許出願及び商標登録出願の分類付与努力等)
- 透明性促進のため、関連情報を公開
- 周知商標の保護
- 不正競争行為の禁止
- 知的財産権の権利行使の強化(水際取締において、商標権等侵害疑義物品の輸入者氏名等を権利者に通知する等)
- 知的財産の分野における協力
- 知的財産に関する討議メカニズム(小委員会)の設置

知的財産章で扱われる

知的財産権

特許、意匠、商標

著作権及び関連する権利

植物の新品種、不正競争の防止 等

手続の簡素化
透明化

知的財産保護
の強化

権利行使
の強化

知的財産の分野における協力

知的財産に関する討議メカニズム
(小委員会)の設置

人の移動

日本側の主な措置

タイ料理人の入国要件緩和

実務経験「10年以上」→「5年以上」
(タイ料理の国家資格保有者)

指導員(インストラクター)

タイの伝統舞踊、音楽、料理、ボクシング等を
指導する活動での入国・一時的滞在

タイ・スパ・サービス

タイ・スパ・セラピスト受入れの可能性について
継続協議

介護福祉士

介護福祉士受入れの可能性について
継続協議

タイ側の主な措置

就労目的の在留許可要件の緩和

最低月収要件の緩和
(6万バーツ→5万バーツ)

就労に係る手続の簡素化

労働許可代理申請における査証申請証明等
を不要とする

ワンストップサービスセンターの利用

投資額300万バーツ以上の企業の企業内転
勤者による利用を可能とする

労働許可等に係る継続協議案件

一企業当たり10名の労働許可発行数上限の
緩和等



*

*

*

*

*

*

*

*

協力

二国間の経済連携を強化するために以下の9分野で二国間協力を促進



農林水産業

- ・食品安全協力
- ・農協間協力

教育・人材養成

- ・技術訓練及び職業訓練の促進
- ・学術上の事業への参加の促進及び円滑化

情報通信技術

- ・アジア・ブロードバンド計画を通じた次世代インターネットを含むネットワーク環境の高度化
- ・ユビキタスネットワーク社会への取組及びICT人材養成などにおける協力

金融サービス

- ・資本市場等の金融市場の開発

中小企業

- ・中小企業の資金アクセス改善

観光

- ・観光プログラム(エコツーリズム、温泉等を含む)の促進
- ・パッケージツアーの促進
- ・両国の観光キャンペーンの促進
- ・観光産業に従事する人材養成の促進

科学技術・エネルギー・環境

- ・バイオマス、エネルギー(太陽電池)、ナノテクノロジーの分野での科学技術協力

貿易投資促進

- ・日本貿易振興機構(JETRO)、タイ商務省輸出振興局(DEP)、タイ投資委員会(BOI)等の協力による日タイ間の更なる貿易投資の促進

ビジネス環境整備

ビジネス環境小委員会の設置

官民一体となった協議を通じて、日タイ企業が日々の事業を行う上で抱える問題に取り組み、建設的に解決策を見いだす。

連絡事務所の設置

ワンストップ・サービス・センターとして、企業から寄せられるビジネスに関連した制度や手続等についての様々な問い合わせを受け、企業に対し、適切かつタイムリーな回答を行う。

その他

税関手続

- 税関手続の改善による貿易円滑化を図るため、関税関係法令の公表による税関手続の透明性の向上、並びに国際標準への調和や情報通信技術の利用等による税関手続の簡素化及び調和等を規定
- 関税法令の適正な適用及び関税法令違反の防止を図るため、知的財産権侵害物品を含む禁制品の輸出入の取締等における税関当局間の協力及び情報交換を推進することを規定

相互承認

- 電気製品に関し、輸入国において必要な適合性評価手続が、輸出国において実施できることを規定
- 適合性評価手続に要するコスト削減・期間短縮を通じ、電気製品の貿易円滑化を図る

競争

- 自国の市場が効率的に機能することを目的として、反競争的行為に対して適当と認める措置をとることを規定
- 反競争的行為の規制の分野における協力